

別表 チェックシート提出一覧

1. 環境リース

借受者 (実施要領第1の2の(1)のイの (ア)に掲げる者)		みどりのチェックシート(畜産)	環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (民間事業者・自治体等向け) (様式例3②)
a	畜産経営を営む農業者 (法人化しているものを除く。)	○	
b	農業協同組合	○	
c	農業協同組合連合会	○	
d	農事組合法人	○	
e	農事組合法人以外の農地所有適格法人	○	
f	株式会社又は持分会社であって農業を主たる事業として営むもの。	○	
g	特定農業団体	○	
h	中小企業等協同組合		○
i	一般社団法人又は一般財団法人		○
j	公社		○
k	その他農業者の組織する団体	○	
l	協業組合		○
m	P F I 事業者		○
n	地方公共団体及び地域におけるバイオマスの利活用に関与している農林漁業者が組織する団体が参加する共同事業体		○
o	第3セクター		○
p	消費生活協同組合		○
q	3戸以上の農業を営む個人が構成員となっている任意団体	○	
r	その他事業の目的を達成するために特に必要なものとして、理事長が適当と認めたもの		○

注1. 借受者には、実施要領第1の2の(1)のウに掲げる再借受者を含む。

2. b、c、f、h、i又はlのいずれかに該当する借受者が、と畜場(肉畜のと畜解体から部分肉まで一貫して処理を行う食肉処理施設(と畜場と食肉加工施設が同一の敷地内にあつて、一体的に機能しているものを含む。))で申請する場合は、「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(食品関連事業者向け)」(様式例3①)を提出する。

2. 経営リース

借受者 (実施要領第1の2の(2)のイの (ア)に掲げる者)	みどりのチェックシート(畜産)	環境負荷低減のクロスコンプライ アンスチェックシート (民間事業者・自治体等向け) (様式例3②)
a 畜産経営を営む農業者 (法人化しているものを除く。)	○	
b 農業協同組合	○	
c 農業協同組合連合会	○	
d 農事組合法人	○	
e 農事組合法人以外の農地所有適格法人	○	
f 株式会社又は持分会社であって農業を主たる事業として営むもの。	○	
g 特定農業団体	○	
h 中小企業等協同組合		○
i 一般社団法人又は一般財団法人		○
j 公社		○
k その他農業者の組織する団体	○	
l 協業組合		○
m P F I 事業者		○
n 地方公共団体及び地域におけるバイオマスの利活用に関与している農林漁業者が組織する団体が参加する共同事業体		○
o 第3セクター		○
p 消費生活協同組合		○
q 3戸以上の農業を営む個人が構成員となっている任意団体	○	
r 土地改良区		○
s 上記aからrに掲げる法人以外のものであって、(a)自給飼料の生産を主たる事業として営む飼料生産組織、TMRセンターであって直近3年以上の活動実績があること、及び(b)飼料の生産を委託する畜産農家との間で、長期(3年以上)に受委託に関する協定を締結していること	○	
t その他事業の目的を達成するために特に必要なものとして、理事長が適当と認めたもの		○

注. 借受者には、実施要領第1の2の(2)のウに掲げる再借受者を含む。

3. 食肉リース

借受者 (実施要領第1の2の(3)のイの (ア)のaに掲げる者)		環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート	
		食品関連事業者向け (様式例3①)	民間事業者・自治体等 向け(様式例3②)
(a)	食肉の販売業を営む者を組合員とする事業協同組合(食肉販売事業協)	○	
(b)	食肉販売事業協をもって組織する事業協同組合連合会であって、都道府県又は都道府県を越える区域をその地区とするもの(食肉販売事業連)	○	
(c)	農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその法人の発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しており、かつ、食肉の販売を営むもの	○	
(d)	一般社団法人日本畜産副産物協会		○
(e)	公益社団法人日本食肉市場卸売協会		○
(f)	公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であって、食肉流通の合理化、衛生水準の高度化等を目的とするもの		○
(g)	実施要領第1の2の(3)のイの(ア)のbに掲げる再借受者	○	

4. 生乳リース

借受者 (実施要領第1の2の(4)のイに掲げる者)	みどりのチェックシート (畜産)	環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート	
		食品関連事業者向け (様式例3①)	民間事業者・自治体等 向け(様式例3②)
(ア) 農業協同組合又は農業協同組合連合会	○		
(ア) 農業協同組合又は農業協同組合連合会又はこれらを構成員とする団体が集送乳等契約を締結している中小法人であって理事長が認めたもの		○	
(イ) 乳業者が直接又は間接の構成員となっている事業協同組合、協同組合連合会若しくは企業組合又は協業組合		○	
(ウ) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその法人の発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しているもの		○	
(エ) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であって、酪農の振興を目的とするもの			○
(オ) 牛乳販売店が構成員となっている商工組合		○	
(カ) 乳製品の製造業を行っている個人又は中小法人		○	
(キ) その他牛乳の流通に関する団体又は中小法人であって、生乳の流通の合理化のために理事長が適当であると認めるもの			○

注. 借受者には、実施要領第1の2の(4)のウに掲げる再借受者を含む。